

表Ⅱ-1-(3)-④ 当省が調査した建築物におけるエレベータの昇降路内の建材の調査状況等  
(単位：施設、%)

区分	調査対象とした建築物				
		エレベータが設置されているもの			
		アスベスト使用の有無を確認していないもの	アスベスト使用の有無を確認したもの		
			うち、アスベスト有		
国の建築物調査	75	44	19	25	1
地方公共団体施設調査	75	43	17	26	2
学校施設等調査	60	16	1	15	0
病院調査	45	39	17	22	1
社会福祉施設等調査	45	9	4	5	0
民間建築物調査	89	54	32	22	0
計	389	205 (100)	90 (43.9)	115 (56.1)	4 (2.0)

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(3)-③ エレベータの昇降路内にアスベスト含有建材が使用されている例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態 調査の名称	しゅん工年	状況
G a 4 (庁舎・東京都)	国の建築物 調査	昭和62年	当該施設では、アスベスト含有が疑われる箇所を建材メーカーから聴取した上で、仕上表、平面図などの設計図書等により施設内の隠ぺい部分についてアスベストの有無を調査した。その結果、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウールが吹き付けられていることが判明した。なお、今後、囲い込みの措置を予定している。
D b 4 (庁舎・福岡県)	地方公共団体施設調査	昭和57年 昭和63年	当該施設では、設計図書等によりアスベスト使用の有無を調査したところ、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウール(3.1%)が吹き付けられていることが判明した。なお、今後、除去を予定している。
M b 5 (病院・大阪府)	地方公共団体施設調査	昭和47年	当該施設では、目視及び仕上表、平面図等の設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認したところ、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウール(6.4%)が吹き付けられていることが判明した。なお、今後、除去を予定している。
J d 1 (病院・岐阜県)	病院調査	昭和45年	当該施設では、エレベータ機械室の天井や、柱及び梁に吹付けアスベストがあったことから、エレベータの昇降路におけるアスベストの使用についてもメンテナンス会社に問い合わせたところ、吹付けアスベストが使用されていることが確認された。なお、今後、病院の取り壊しとあわせて除去を予定している。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-2-(2)-⑥ 使用実態調査結果等を保存していないもの

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした建築物数 (a)	使用実態調査の結果	工事の記録の保存状況		
		(a)のうち実態調査の結果を記録していないもの (b)	(a)のうち除去等の措置を実施しているもの (c)	(c)のうち「除去」以外の措置を実施しているもの (d)	(d)のうち、工事の記録を保存していないもの
地方公共団体施設調査	75	0	24	3	0
病院調査	45	1	16	6	0
社会福祉施設等調査	45	1	16	6	0
民間建築物調査	89	10	30	16	1
計	254 (100)	12 (4.7)	86	31	1

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-2-(2)-② 使用実態調査の結果を保存していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
B d 2 (病院・宮城県)	病院調査	昭和40年	当該施設では、使用実態調査の報告直後は調査の記録を保管していたが、その後、アスベストの使用がないことが明確となったとしてこれを廃棄したため、記録を保存していない。
A e 3 (福祉施設・山形県)	社会福祉施設等調査	昭和43年	当該施設では、使用実態調査当時の担当者は退職し、記録も保存していない。
B f 2 (ホテル・宮城県)	民間建築物調査	昭和54年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
A f 1 (ホテル・山形県)	民間建築物調査	昭和55年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
A f 5 (店舗・山形県)	民間建築物調査	昭和59年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
I f 1 (店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	当該施設では、記録を紛失し、保存していない。
I f 4 (事務所兼店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	当該施設では、通常使用する箇所について囲い込み措置を行うことによりアスベスト対策は終了したと判断し、記録を保存していない。
I f 5 (駐車場・埼玉県)	民間建築物調査	昭和55年	当該施設では、使用実態調査に際して特に書類等を作成していないため、記録を保存していない。
N f 1 (店舗・愛知県)	民間建築物調査	昭和48年	当該施設では、アスベストがあることは目視で十分認識できるとして、記録を保存していない。 実際には、吹付けアスベスト等とみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材は天井裏にも存在している。
J f 4 (ホテル・岐阜県)	民間建築物調査	昭和48年	当該施設では、平成18年度中の措置を予定しているとして、記録を保存していない。
L f 3 (ホテル・岡山県)	民間建築物調査	昭和63年	当該施設では、アスベストの使用はないと判断したため、記録を保存していない。
H f 4 (温泉施設・佐賀県)	民間建築物調査	昭和45年	当該施設では、前任の施設管理担当者から引継ぎを受けておらず、記録の所在は不明となっている。

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-2-(2)-③ 工事の記録を保存していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
I f 4 (事務所兼店舗・埼玉 県)	民間建築物 調査	昭和47年	<p>当該施設では、4、6階の機械室と屋上のボイラ一室のそれぞれ天井・側面にアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、そのうち、4、6階の機械室については、使用実態調査時点では特に劣化等の状況はみられなかったが、通常、人の出入りがある場所であるため、念のため、平成17年に囲い込み工事を行ったが、その記録は保管していない。</p> <p>当該施設では、その理由として、囲い込み工事を行った段階でアスベスト対策は終了したとの認識だったので、特に当該工事記録等は保管していないとされている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契 印 省 略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査  
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
  - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。
    - ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
    - イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日廃止済）の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
  - (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
  - (1) 施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
  - (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

基安化発第 0206004 号  
平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
(社)日本石綿協会会長  
(社)日本建設業団体連合会会長  
(社)全国建設業協会会長  
(社)建築業協会会長  
(社)日本土木工業協会会長  
(社)日本作業環境測定協会会長  
(社)全国解体工事業団体連合会会長  
(社)日本化学工業協会会長  
(社)日本プラントメンテナンス協会会長  
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査  
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下 会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト 等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、 次のとおり取り扱うものとすること。
  - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ タイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
  - (2) 次に掲げるア及びビの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする 方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通 達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿 含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度 を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて 含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分 析調査を行うこと。
    - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判 定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の 石綿含有率の判定方法」
    - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に ついて」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
  - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、 事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含 有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
  - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石 綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。



## 22. 補助事業等の適正な執行について

(関係条文)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第七十九号) (抜粋)

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定 (契約の承諾の決定を含む。以下同じ。) をしなければならない。

2～4 (略)

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一～五 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 (略)

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 (略)

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(事務の実施)

第二十六条 (略)

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

